



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	文化スポーツ局中央図書館総務課	1
告示	土壤汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	8
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定	福祉局障害者支援課	9
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	福祉局障害者支援課	16
告示	放課後児童クラブ(学童保育)利用料債権回収等業務	こども家庭局こども青少年課	21
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	22
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 小山第25号線)	建設局道路管理課	24
公告	都市公園の拡張(神戸複合産業団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	25
公告	土地区画整理法による使用収益停止の通知	都市局工務課	26
公告	土地区画整理法による使用収益停止の通知を掲示している旨	都市局工務課	27
教育委員会	神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局教育総務課	28

神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第12号

神戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立図書館条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（開館時間等） 第 3 条 次の各号に掲げる市立図書館の開館時間は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 三宮図書館 午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から<u>午後 8 時まで</u> (5)～(12) [略] 2、3 [略]	（開館時間等） 第 3 条 次の各号に掲げる市立図書館の開館時間は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 三宮図書館 午前10時から午後9時まで。ただし、日曜日及び休日にあつては、午前10時から<u>午後 6 時まで</u> (5)～(12) [略] 2、3 [略]

附 則

この規則は、神戸市立図書館条例の一部を改正する条例（令和 8 年 3 月条例第

45号) 附則第1項第2号に規定する規定の施行の日から施行する。

神戸市告示第304号

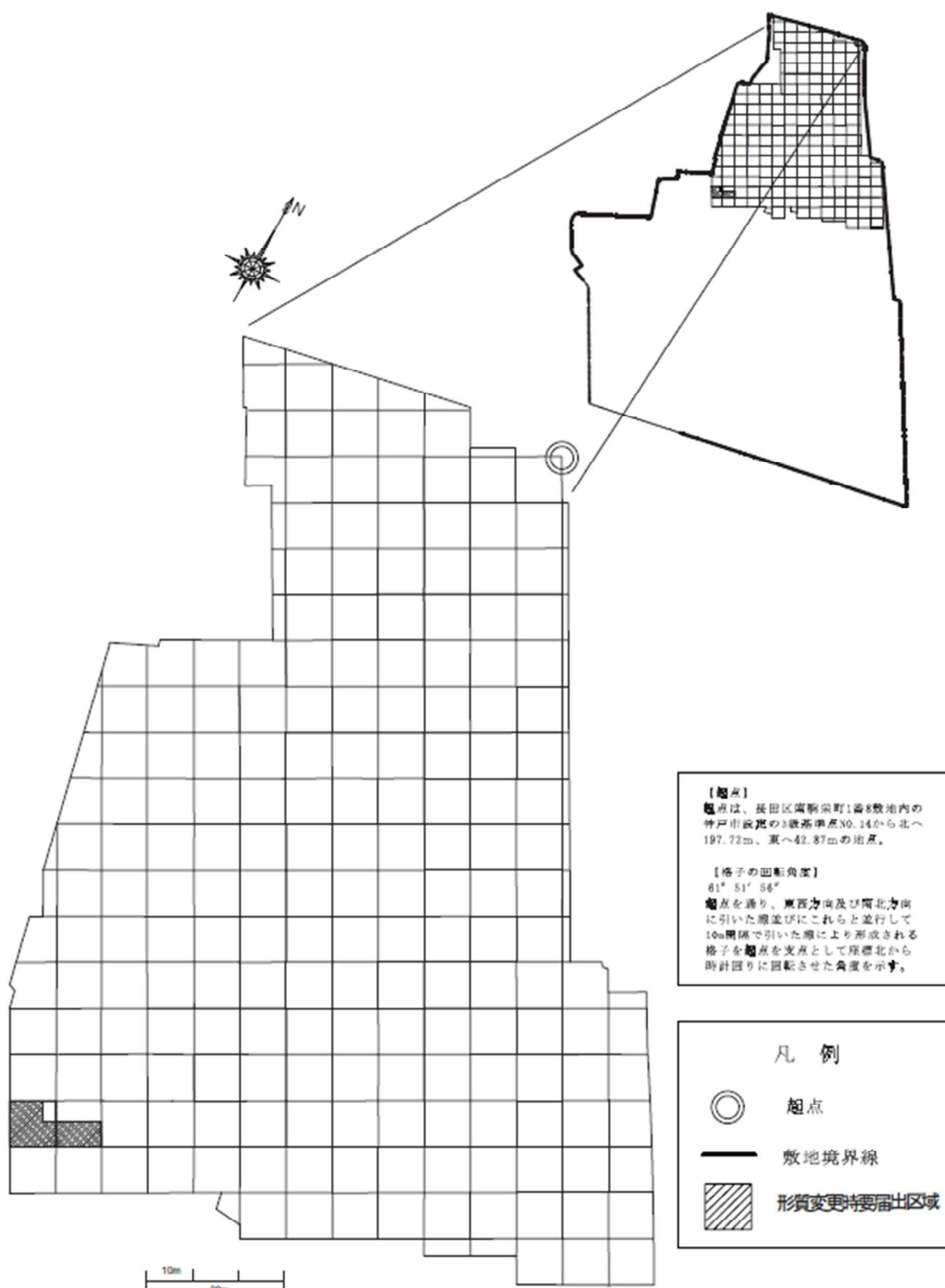
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年8月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
長田区南駒栄町1番8、1地先の各一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
シアン化合物
鉛及びその化合物

別図



神戸市告示第316号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
公文 大斗（新長田 わだち整骨院）	公文 大斗	神戸市長田区大橋町 6 丁目 1 番 1 号	令和 8 年 8 月 1 日

令和8年9月8日 神戸市公報第3979号

神戸市告示第317号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
アイリス薬局	神戸市須磨区高倉台 4 丁目 2 番 6 号	令和 8 年 8 月 1 日
看護ステーション感謝	神戸市長田区池田新町 1 1 - 1 9	令和 8 年 7 月 1 日

神戸市告示第318号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
めぐみケアセンター	(新)神戸市中央区 港島中町 3-1-2 東急ポートアベニュー (旧)神戸市中央区 港島中町 3 丁目 2-6	株式会社 ハミング ライフサ ポート	神戸市中央区 港島中町 3 丁目 2 番 6 号	令和 7 年 9 月 1 日	訪問介護 居宅介護支援(ケアプラン作成) 介護予防訪問介護 介護予防支援 訪問型サービス(独自) / 生活支援 訪問サービス

神戸市告示第319号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
鎌谷 春希（新長田わだち整骨院）	鎌谷 春希	神戸市長田区大橋町 6 丁目 1 番 1 号	令和 8 年 8 月 1 日

神戸市告示第320号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

指定年月日	名 称	担当する 医療の種類	所 在 地
令和8年7月1日	しのはら矯正歯科	歯科矯正	東灘区岡本1丁目3番31号 サ ン岡本 201
令和8年7月1日	HAT 神戸矯正歯科 クリニック	歯科矯正	中央区脇浜海岸通2丁目2番3号 HAT 神戸メディカルモール 303-1
令和8年7月1日	医療法人社団 やな がわ眼科	眼科	兵庫区大開通8丁目2番2号 ワ コーレ・ザ・神戸ハウス 108
令和8年7月1日	のじまバスキュラー アクセスクリニック	腎臓	西区糀台5丁目6番地の3 神戸 西神オリエンタルホテル3階
令和8年7月1日	KT いたやど薬局	薬局	須磨区前池町3丁目3番1号 森 岡セントラルビル1階
令和8年7月1日	ウエルシア薬局 垂 水名谷店	薬局	垂水区名谷町 2035 番地の 1
令和8年7月1日	シスター薬局阪神御 影店	薬局	東灘区御影中町3丁目1番19号 第二宝盛ビル1階
令和8年7月1日	スギ薬局 マルアイ 長田店	薬局	長田区川西通2丁目21番地 マ ルアイ長田店1階
令和8年7月1日	小束山ほし薬局	薬局	垂水区小束山2丁目1902番地の 158
令和8年7月1日	のぞみ薬局 下山手 通店	薬局	中央区下山手通7丁目4番8号 フェニックスハイツ山手1階ー2
令和8年7月1日	キリン堂薬局 神戸 桜が丘店	薬局	西区桜が丘中町3丁目2番地の16
令和8年7月1日	キリン堂薬局 須磨 大池店	薬局	須磨区大池町5丁目1番35号
令和8年7月1日	調剤薬局ツルハドラ ッグ長田神社前店	薬局	長田区大塚町1丁目8番15号
令和8年7月1日	さくら薬局 岡本店	薬局	東灘区岡本1丁目4番11号 ラ ンドマーク岡本ビル1階

令和8年9月8日 神戸市公報第3979号

令和8年7月1日	さくら薬局 大丸店	薬局	須磨区中落合2丁目2番4号 大丸須磨店3階
令和8年7月1日	ゴダイ薬局 玉津新方店	薬局	西区玉津町新方332番地の8
令和8年7月1日	ゴダイ薬局 長田川西通店	薬局	長田区川西通2丁目1番地の2
令和8年7月1日	ウエルシア薬局 神戸鈴蘭台西町店	薬局	北区鈴蘭台西町3丁目10番37号
令和8年7月1日	ウエルシア薬局 兵庫駅前店	薬局	兵庫区浜崎通3番15号 JR兵庫駅第2NKビル1階
令和8年7月1日	ウエルシア薬局神戸王塚台店	薬局	西区王塚台1丁目103番地
令和8年7月1日	コストコホールセール神戸倉庫店薬局	薬局	垂水区多聞町字小束山868番地の26
令和8年7月1日	いぶきの杜薬局	薬局	西区櫨谷町友清字宮下22番1-103号
令和8年7月1日	ハーバー薬局	薬局	長田区浪松町2丁目2番19号 藤原ビル1階
令和8年7月1日	あおぞら薬局 甲南山手店	薬局	東灘区森北町1丁目7番13号 ARK TAMATANI BUILD 102
令和8年7月1日	あおぞら薬局	薬局	東灘区岡本2丁目8番6号 ダイヤガーデン岡本101号
令和8年7月1日	グッドプラン薬局 住吉店	薬局	東灘区住吉宮町6丁目14番17号
令和8年7月1日	甲南グローバル薬局	薬局	東灘区本山南町8丁目5番29号 マンション向洋1階C号室
令和8年7月1日	住吉ゆーあい薬局	薬局	東灘区住吉本町1丁目7番2号 石橋ビル3階
令和8年7月1日	そらまめ薬局	薬局	東灘区本山中町4丁目2番8号 サンヴィラ本山1階102号
令和8年7月1日	日本調剤 甲南薬局	薬局	東灘区鴨子ヶ原3丁目1番62号 アーク御影103
令和8年7月1日	日本調剤 住吉駅前薬局	薬局	東灘区住吉本町2丁目13番16号 グランフォーレ住吉1階
令和8年7月1日	ひかり薬局 東灘店	薬局	東灘区森南町1丁目6番2号 F 甲南山手ビル101号
令和8年7月1日	コスモス調剤薬局 パニエ六甲店	薬局	灘区桜口町3丁目1番1号

令和8年7月1日	スギ薬局 大石店	薬局	灘区大石東町5丁目4番14号
令和8年7月1日	セイワ薬局	薬局	灘区倉石通3丁目1番25号
令和8年7月1日	ユーアイ薬局 水道筋店	薬局	灘区水道筋5丁目2-2 セイントビル1階
令和8年7月1日	六甲道駅前薬局	薬局	灘区備後町5丁目3番1号 ウェルブ六甲道1番街1階
令和8年7月1日	こもれび薬局フローロード店	薬局	中央区布引町4丁目3番6-101号
令和8年7月1日	サンワ薬局	薬局	中央区神若通6丁目1番21号 神若サカエマンション1階
令和8年7月1日	スギ薬局 神戸駅前店	薬局	中央区中町通3丁目2番15号 ライフ神戸駅前店2階
令和8年7月1日	ユタカ調剤薬局新神戸店	薬局	中央区熊内橋通7丁目1番13号 神戸芸術センタービル4階
令和8年7月1日	オーダー薬局 兵庫店	薬局	兵庫区大開通8丁目2番2号 ワコーレ・ザ・神戸ハウス106号
令和8年7月1日	ココカラファイン薬局 兵庫駅前店	薬局	兵庫区駅前通1丁目2番1号 アルバビル1階
令和8年7月1日	グッドプラン薬局 上津台店	薬局	北区上津台5丁目15番8号
令和8年7月1日	星和台ゆーあい薬局	薬局	北区星和台1丁目34番7号
令和8年7月1日	ケヤキ調剤薬局	薬局	長田区神楽町5丁目2番18号 コモンズビル1階
令和8年7月1日	つなぐ薬局長田店	薬局	長田区平和台町2丁目1番25号
令和8年7月1日	丸山調剤薬局	薬局	長田区丸山町1丁目2番1号
令和8年7月1日	アプリ・エール調剤薬局	薬局	須磨区月見山本町2丁目5番7号 エスコート須磨月見山101
令和8年7月1日	仁招薬局	薬局	須磨区前池町3丁目3番7号
令和8年7月1日	ダイエー名谷店薬局	薬局	須磨区中落合2丁目2番2号 ダイエー名谷店2階
令和8年7月1日	らら薬局 須磨駅前店	薬局	須磨区須磨浦通5丁目6番27号 クレールハマ1階
令和8年7月1日	らら薬局 須磨南町店	薬局	須磨区南町2丁目5番30号 カトリアハイツ1階

令和8年7月1日	あつた調剤薬局	薬局	垂水区小束山本町2丁目1番28号
令和8年7月1日	アルファ調剤薬局 垂水店	薬局	垂水区天ノ下町1番1-159号
令和8年7月1日	アルファ調剤薬局 野田通店	薬局	垂水区野田通9番14号
令和8年7月1日	かりん薬局	薬局	垂水区星が丘2丁目6番10号
令和8年7月1日	スギ薬局 舞子店	薬局	垂水区舞子台6丁目20番17号 ダイエー舞子店1階
令和8年7月1日	ドリーム薬局 高丸 店	薬局	垂水区上高丸1丁目7番52号103
令和8年7月1日	せいりき薬局 舞子 台店	薬局	垂水区舞子台7丁目3番8号 ハ ートランド舞子台ビル1階
令和8年7月1日	かもめ薬局 大蔵谷 店	薬局	西区伊川谷町有瀬766番地の1の 101
令和8年7月1日	そうごう薬局 玉津 店	薬局	西区玉津町高津橋469番地の4
令和8年7月1日	第二西神中央さくら 薬局	薬局	西区糺台5丁目6番地の3 西神 オリエンタルホテル2階
令和8年7月1日	ゆう薬局 岩岡店	薬局	西区岩岡町岩岡917番地の13
令和8年7月1日	訪問看護ステーショ ン東灘さんさん	訪問看護	東灘区住吉本町1丁目5番11 石 本ビル201号
令和8年7月1日	SANARen	訪問看護	垂水区名谷町字北野屋敷3052番 地の2 ライブオーク108号
令和8年7月1日	羽衣訪問看護ステー ション東灘	訪問看護	東灘区甲南町3丁目9番16 木村 ビル102号
令和8年7月1日	羽衣訪問看護ステー ションさくらみち	訪問看護	灘区神ノ木通3番16号 1階
令和8年7月1日	SmiLoop 訪問看護ステー ション 神戸垂水 ステーション	訪問看護	垂水区東舞子町10番1 ティオ 舞子405号
令和8年7月1日	訪問看護ステーショ ンオレンジ西神戸	訪問看護	西区上新地2丁目3番地の1 L I F Eヒデ305号
令和8年7月1日	むくのき訪問看護ス テーション	訪問看護	垂水区御霊町4番13 境ビル201 号
令和8年7月1日	カトレア訪問看護ス テーション	訪問看護	西区南別府2丁目15番地の12

令和8年7月1日	神戸リハケア訪問看護ステーション	訪問看護	長田区浪松町2丁目2番19号 藤原ビル2階
令和8年7月1日	SmiLoop 訪問看護ステーション 神戸西ステーション	訪問看護	西区伊川谷町有瀬31番地の1 ファーラ伊川谷206号
令和8年7月1日	訪問看護ステーション ブレックス	訪問看護	中央区脇浜町3丁目7番14号 三和ビル201
令和8年7月1日	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団 兵庫しあわせ訪問看護ステーション	訪問看護	兵庫区大開通1丁目1番1号 神鉄ビル10階
令和8年7月1日	訪問看護ステーションいろは	訪問看護	兵庫区駅南通3丁目4番32号 ケイアンドエスビル兵庫駅南2階
令和8年7月1日	訪問看護ステーショングリーンアップル	訪問看護	兵庫区下沢通7丁目2番26号
令和8年7月1日	あかり訪問看護ステーション	訪問看護	長田区松野通3丁目6番6号1階
令和8年7月1日	訪問看護ステーション sorato 神戸	訪問看護	垂水区狩口台7丁目12番21号

法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

（１） 名称の変更に係るもの

変更日	名 称	担当する医療の種類	所在地	変更前
令和8年1月1日	星和台ゆーあい薬局	薬局	北区星和台1丁目34番7号	星和台薬局
令和8年1月1日	やまとうみ訪問看護ステーション	訪問看護	中央区中町通3丁目1番15号-902	訪問看護ステーションさくらみちデュオ
令和8年2月1日	さくら薬局 山陽須磨駅前店	薬局	須磨区須磨浦通5丁目7番1号 山陽須磨ビル1階	はまかぜ薬局
令和8年3月1日	一般財団法人神戸マリナーズ厚生会 尾原病院	病院	須磨区妙法寺字荒打308番地の1	医療法人社団つかさ会 尾原病院

	(更生医療のみ)			
令和8年2月1日	中村薬局	薬局	中央区元町通5丁目 7番26号 KIKI 神 戸元町1階	合名会社 中村薬 局
令和8年5月1日	サンライトあか り薬局 甲南山 手店	薬局	東灘区森南町3丁目 3番23号 ハウゼ 森103号	完誠堂薬局 甲南 山手店
令和8年6月1日	訪問看護ステー ション ハート リンク神戸兵庫	訪問看 護	兵庫区大開通1丁目 1番1号 神鉄ビル 603	スマイルアルファ 訪問看護ステーシ ョン 兵庫ステー ション

(2) 所在地の変更に係るもの

変更日	名 称	担当す る医療 の種類	所在地	変更前
令和7年12月21日	浩征薬局	薬局	東灘区田中町4丁目 6番7号 ハイマー ト東灘109	東灘区田中町4丁 目6番7号 ハイ マート東灘108
令和7年4月1日	訪問看護ステー ションアルメリ ア	訪看	垂水区下畑町498番 地の2 マンション 神明401号	兵庫区笠松通6丁 目4番11号 コ・ クール和田岬
令和8年3月9日	医療法人社団慧 誠会 岩崎内科 クリニック (更 生医療のみ)	内科	兵庫区中道通5丁目 1番10号	兵庫区下沢通6丁 目1番28号
令和7年5月5日	医療法人社団五 仁会 元町 HD クリニック (更 生医療のみ)	腎臓	中央区元町通1丁目 13番12号	中央区北長狭通3 丁目6番3号 元 町鯉川阪神ビル
令和8年2月1日	COCO グレージ ュ六甲	訪看	灘区六甲町4丁目2 番21号	灘区神前町2丁目 2番6号
令和8年5月23日	どんぐり訪問看 護ステーション 大石	訪問看 護	灘区大石東町6丁目 4番12号	灘区大石東町6丁 目4番12号 301
令和8年7月31日	グッドプラン薬 局 森南町店	薬局	東灘区森南町2丁目 1番10号	森南町さくら薬局

令和8年7月30日	グッドプラン薬局 灘駅前店	薬局	灘区岩屋北町7丁目 1番30号 ラ・メル ベージュ 101	つばさ薬局
令和8年7月29日	グッドプラン薬局 御影店	薬局	東灘区御影中町1丁目 16番20号 ポラ リス御影1階	薬局プレミアムフ ァーマシー

神戸市告示第321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（精神通院医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（精神通院医療）

指定年月日	名 称	担当する 医療の種 類	所 在 地
令和8年4月1日	ユタカ調剤薬局生田川 店	薬局	神戸市中央区日暮通6丁目4番 13号 サンパークハイツ1階
令和8年5月1日	神戸リハケア訪問看護 ステーション	訪看	神戸市長田区浪松町2丁目2番19 号 藤原ビル2F
令和8年5月1日	アリス訪問看護ステー ション	訪看	神戸市中央区二宮町2丁目13番 28-301号
令和8年5月1日	S m i L o o p 訪問看護 ステーション神戸西 ステーション	訪看	神戸市西区伊川谷町有瀬 31 番地 の1-206号
令和8年5月1日	S m i L o o p 訪問看護 ステーション垂水ス テーション	訪看	神戸市垂水区東舞子町 10 番 1 ティオ舞子 405 号
令和8年5月1日	神戸ファミリークリニ ック	診療所	神戸市中央区新港町 17 番 4 号 住ビルイースト 302 号
令和8年5月1日	シスター薬局阪神御影 店	薬局	神戸市東灘区御影中町3丁目1番 19号 第二宝盛ビル1階
令和8年5月1日	スギ薬局 マルアイ長 田店	薬局	神戸市長田区川西通2丁目21番 地 マルアイ長田店1階
令和8年4月1日	なごみ薬局	薬局	神戸市東灘区本山北町3丁目7番 7号 サザンクロス岡本101号

令和8年5月1日	小東山クリニック	診療所	神戸市垂水区小東山2丁目 1902番地の160
令和8年5月1日	小東山ほし薬局	薬局	神戸市垂水区小東山2丁目 1902番地の158
令和8年5月1日	さくら薬局 神戸布引店	薬局	神戸市中央区布引町3丁目1番7号 1階
令和8年5月1日	さくら薬局 神戸駅西店	薬局	神戸市中央区相生町4丁目7番21号 眺港苑1階
令和8年5月1日	さくら薬局 兵庫駅前店	薬局	神戸市兵庫区駅南通1丁目2番34号 1階
令和8年5月1日	さくら薬局 新長田駅前店	薬局	神戸市長田区松野通2丁目2番34号 第一興陽ビル2階
令和8年5月1日	さくら薬局 神戸相生店	薬局	神戸市中央区相生町5丁目 16番8号 1階
令和8年5月1日	さくら薬局 山陽須磨駅前店	薬局	神戸市須磨区須磨浦通5丁目7番1号 山陽須磨ビル1階
令和8年5月1日	さくら薬局 神戸井吹台店	薬局	神戸市西区井吹台北町2丁目 17番地の15 1階
令和8年4月1日	セレン薬局	薬局	神戸市中央区楠町7丁目5番2号 福利厚生施設2階
令和8年5月1日	サンライトあかり薬局 甲南山手店	薬局	神戸市東灘区森南町3丁目3番23号 ハウゼ森103号
令和8年6月1日	羽衣訪問看護ステーション東灘	訪問看護	神戸市東灘区甲南町3丁目9番16 木村ビル102号

令和8年6月1日	SANAR en	訪問看護	神戸市垂水区名谷町字北野屋敷 3052 番地の2 ライブオーク 108 号
令和8年6月1日	訪問看護ステーション ハートリンク神戸兵庫	訪問看護	神戸市兵庫区大開通1丁目1番1 -603 号
令和8年6月1日	はなたば訪問看護ステ ーション	訪問看護	神戸市灘区水道筋6丁目7-201 号
令和8年5月1日	すこやか薬局 中山手 通店	薬局	神戸市中央区中山手通3丁目14 番6号 1階
令和8年6月1日	いぶきの杜薬局	薬局	神戸市西区櫨谷町友清字宮下 22 番1-103 号
令和8年6月1日	訪問看護ステーション こころんく	訪問看護	神戸市北区鳴子2丁目17番2号 サクセス星和台1階
令和8年4月1日	神戸スイミー皮膚科美 容外科	診療所	神戸市中央区相生町3丁目1番2 号
令和8年7月1日	脳神経内科みやもとク リニック	診療所	神戸市東灘区深江北町4丁目10 番13号 I-Medical Square 深 江北2階
令和8年7月1日	阪神調剤薬局 深江北 店	薬局	神戸市東灘区深江北町4丁目10 番11号 1階
令和8年7月1日	医療法人おひさま会 おひさまクリニック	診療所	神戸市垂水区旭が丘1丁目9番6 0号 1階
令和8年7月1日	六甲道薬局	薬局	神戸市灘区深田町4丁目1番39 メイン六甲214号室
令和8年7月1日	サンドラッグ長田神社 前薬局	薬局	神戸市長田区六番町8丁目3番地 の2

令和8年8月1日	医療法人おひさま会 おひさまクリニック舞子	診療所	神戸市垂水区海岸通 11 番地の 97 1 階
令和8年8月1日	こうべ西在宅支援薬局	薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬 3 1 番地 の 1 ファルファール伊川谷 F 号 1 階
令和8年7月1日	さら薬局北鈴蘭台駅前 店	薬局	神戸市北区若葉台 4 丁目 1 番 10 号 ハイム北鈴 202
令和8年3月1日	甲南光薬局	薬局	神戸市東灘区本庄町 3 丁目 10 番 2 号 ハートランド甲南 102
令和8年8月1日	凌駕さくら訪問看護ス テーション	訪問看護	神戸市須磨区東町 2 丁目 2 番 17 号
令和8年7月1日	しきさい薬局北須磨店	薬局	神戸市須磨区白川台 6 丁目 23 番 地の 2 ルナドーム 1 階
令和8年8月1日	しきさい薬局東灘店	薬局	神戸市東灘区本庄町 3 丁目 5 番 18 号
令和8年8月1日	訪問看護ステーション みなと	訪問看護	神戸市中央区大日通 2 丁目 2 番 6 号 大日マンション 203 号室

2 法第 64 条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関（精神通院医療）

（1）名称の変更に係るもの

変更日	名 称	担当する 医療の種 類	所在地	変更前
令和8年6月1日	ふくろうク リニック神 戸院	診療所	神戸市兵庫区三川口町 1 丁目 4 番 6 号	こうべプラスク リニック
令和8年7月31日	グッドプラ ン薬局 森 南町店	薬局	神戸市東灘区森南町 2 丁目 1 番 10 号	森南町さくら薬 局

令和8年9月8日 神戸市公報第3979号

令和8年7月30日	グッドプラン薬局 灘駅前店	薬局	神戸市灘区岩屋北町7丁目1番30号 ラ・メルベージュ 101	つばさ薬局
令和8年7月29日	グッドプラン薬局 御影店	薬局	神戸市東灘区御影中町1丁目16番20号 ポラリス御影1階	薬局プレミアムファーマシー

(2) 所在地の変更に係るもの

変更日	名 称	担当する医療の種類	変更後	変更前
令和7年10月23日	訪問看護ステーションサーマルケア	訪問看護	神戸市兵庫区吉田町2丁目38番7号	神戸市兵庫区笠松通6丁目1番17号 1B
令和8年5月23日	どんぐり訪問看護ステーション大石	訪問看護	神戸市灘区大石東町6丁目4番12号	神戸市灘区大石東町6丁目4番12号301
令和8年6月1日	ふらすてっふ定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪看	神戸市中央区熊内橋通6丁目1番17号	神戸市中央区宮本通6丁目1番28号
令和8年7月1日	阪神調剤薬局 深江北店	薬局	神戸市東灘区深江北町4丁目10番13号 I-Medical Square 深江北1階	神戸市東灘区深江北町4丁目10番11号 1階

神戸市告示第322号

放課後児童クラブ（学童保育）利用料の債権回収業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年9月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

放課後児童クラブ（学童保育）利用料債権回収等業務

2 指定公金事務取扱者

東京都千代田区神田錦町1丁目8番11号錦町ビルディング8階
弁護士法人エジソン法律事務所
代表者 大達 一賢

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

学童保育料

神戸市告示第323号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条 の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する

令和 8 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、
平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 8 年 8 月 4 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台	令和 8 年 8 月 20 日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 8 年 8 月 20 日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 8 年 8 月 7 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 3 台	令和 8 年 8 月 26 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 8 台	令和 8 年 8 月 26 日	

神戸市告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年9月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年9月22日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	小山第25号線	神戸市西区玉津町小山字日輪寺566番6地先から	新	28.90	最大 4.00 最小 4.00
		神戸市西区玉津町小山字日輪寺566番5地先まで	旧	28.90	最大 2.10 最小 2.00

神戸市公告

都市公園を拡張するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
神戸複合産業団地 周辺緑地	西区見津が丘4丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和8年9月8日

神戸市公告

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業の施行に関して、書類の送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだり、又は書類の送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法（昭和 29 年法律 119 号。以下「法」という。）第 133 条 1 項の規定により、書類の送付に代えてその書類の内容を次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 8 日

神戸国際港都建設事業
鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業
施行者 神 戸 市
代表者 神戸市長 久 元 喜 造

書類の送付を受けるべき者		法第 100 条第 1 項の規定による 使用収益停止の通知書の内容	
名称	最後の住所	使用し、又は収益することを停止する宅地	使用し、又は収益することを停止する日
中内 清子	徳島県吉野川市鴨島町牛島 969 番地 4	神戸市北区 鈴蘭台北町 2 丁目 4-32 公衆用道路 53 m ²	令和 8 年 5 月 1 日
木下 龍二	兵庫県三木市宿原 646 番地		
常深 壽英子	兵庫県三木市志染町中自由が丘 2 丁目 650 番地		

神戸市公告

次に掲げる土地区画整理事業の施行に関して、書類の送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだり、又は書類の送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知する事ができないので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）第 133 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する法第 77 条第 6 項の規定により、次のとおり掲示がなされている旨を公告します。

令和 8 年 9 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 事業の名称及び施行者

神戸国際港都建設事業鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業

施行者 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

2 掲示内容

次の表の左欄に掲げる者に対する同表の右欄に掲げる土地に係る法第 100 条第 1 項の規定による使用収益停止の通知書の内容

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
名称	最後の住所	
中内 清子	徳島県吉野川市鴨島町牛島 969 番地 4	神戸市北区鈴蘭台北町 2 丁目 4-32 公衆用道路 53 m ²
木下 龍二	兵庫県三木市宿原 646 番地	
常深 壽英子	兵庫県三木市志染町中自由が丘 2 丁目 650 番地	

3 掲示の場所

神戸市北区鈴蘭台北町 2 丁目 鈴蘭台北自治会掲示板

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月28日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第4号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第2条 [略] 2～5 [略] <u>6 この規則において「コベカツ」と</u> <u>は、中学校部活動の教育的意義を継</u> <u>承し、及び発展させた生徒の地域ク</u> <u>ラブ活動であって、神戸市立中学校</u> <u>に係る地域クラブ活動の推進に関す</u> <u>る条例（令和8年2月27日条例第26</u> <u>号。以下「条例」という。）第3条第1</u>	（用語の定義） 第2条 [略] 2～5 [略]

<u>項に基づき委員会の承諾を得て団体が実施するものをいう。</u> 7 <u>この規則において「コベカツクラブ」とは、コベカツを実施する団体をいう。</u> 8 <u>この規則において、「学校施設使用申請システム」とは、コベカツにおいて委員会が指定するシステムを介して、学校施設の目的外使用許可申請を行うシステムをいう。</u> (使用許可の条件) 第3条 [略] 2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する<u>場合、またはコベカツクラブがコベカツのため（中学校及び義務教育学校の学校施設に限る。）に使用する</u>場合に許可することができる。 3 [略] 4 <u>教育長は、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合には、条例第6条第4項の趣旨に照らし、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じ、コベカツクラブを優先して使用を許可することができる。</u>	(使用許可の条件) 第3条 [略] 2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する<u>場合に許可</u>することができる。 3 [略]
--	---

(使用を許可しない施設) 第4条 [略] 2 <u>教育長は、前項第4号の規定にかかわらず、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合は、家庭科教室を含む特別教室の使用を許可することができる。</u> <u>(学校施設開放事業)</u> 第16条 [略] 2 <u>学校施設開放事業に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</u> <u>(コベカツのための利用申請等)</u> 第17条 <u>コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設を使用する場合は第9条から第11条まで、第13条及び第15条の規定は適用しない。</u> 2 <u>コベカツクラブは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を申請するにあたっては、教育長に対して、使用するまでに、学校施設使用申請システムを用いて申請をしたうえで、その許可を得なければならない。</u> 3 <u>教育長は、前項の申請に対して使用の可否を決定したときは、申請者に対し、学校施設使用申請システム</u>	(使用を許可しない施設) 第4条 [略] <u>(学校開放事業)</u> 第16条 [略] 2 <u>学校開放事業に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</u>
---	--

<u>によりその結果を通知するものとする。</u> 4 <u>中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブが、許可された事項を変更しようとするときは、前2項の規定に準じて、教育長の許可を受けなければならない。</u> 5 <u>教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブに対し、使用許可を撤回し、又は使用を停止させることができる。</u> (1) <u>コベカツクラブが使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。</u> (2) <u>委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。</u> (3) <u>神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校後期課程又は神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めないとき。</u> 6 <u>教育長は、コベカツに参加する生徒の心身の健全な発達に配慮する必要があることを踏まえ、別表の規定にかかわらず、コベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の</u>	
--	--

<u>使用を許可することのできる時間を別に定めることができる。</u> <u>7 前6項の規定のほか、コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設利用に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</u> (施行細目の委任) <u>第18条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。 別表（第5条関係） [略] <u>備考</u> <u>コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設の使用に係る別表の適用については、別表中「家庭科教室」とあるのは「特別教室」とする。</u>	(施行細目の委任) <u>第17条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。 別表（第5条関係） [略]
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。